６／20（土）の発表

【道庁プレスリリース】

報道発表資料の配付日時　６月20日（土）15時00分

発表項目（行事名）	野鳥の高病原性鳥インフルエンザ対応レベルの変更について （対応レベル「２」から「１」に引き下げ）
記者レクチャーのお知らせ	（実施日時）　発表者 発表場所
概要	○　環境省は、札幌市で指定していた「野鳥監視重点区域」について、指定後、当該区域内での野鳥の大量死等が確認されなかったことから、６月19日24時に解除しました。（※直近の野鳥等回収後、28日間確認されなければ解除する取扱） ○　これにより、道内で指定されていた野鳥監視重点区域が全て解除となったことから、環境省は本日（20日）、「野鳥における高病原性鳥インフルエンザに係る対応技術マニュアル」に基づき、野鳥サーベイランス（調査）における北海道の対応レベルを「２」から「１」に引き下げましたので、お知らせします。 〈今後の道の対応〉 対応マニュアルに基づき、感染野鳥の早期発見のため、今後とも、各振興局において、生息状況や死亡野鳥等の監視を行っていきます。
参考	○　対応レベルに応じた野鳥のサーベイランス **対応レベル１**：**発生のない時（通常時）** 対応レベル２：国内単一箇所において、野鳥、家きん及び飼養鳥で高病原性鳥インフルエンザの感染が確認された場合（国内単一箇所発生時） 対応レベル３：国内単一箇所発生から28日以内に国内の他の箇所において、野鳥、家きん及び飼養鳥で感染が確認された場合（国内複数箇所発生時） ○　令和７年シーズン（令和７年10月～）における対応レベル推移 ・　令和７年10月１日～10月16日　対応レベル１ ・　令和７年10月17日～10月21日　対応レベル２ ・　令和７年10月22日～令和８年５月29日　対応レベル３ ・　令和８年５月30日～６月19日　対応レベル２ ・　令和８年６月20日～　対応レベル１
報道（取材）に当たってのお願い	○　死亡していたり、衰弱している鳥などの野生動物を見つけても、素手で触らない、触った場合は手洗いするなど、死んだ鳥などの野生動物との接し方について注意喚起をお願いします。 ○　高病原性鳥インフルエンザ発生防止のため、引き続き、家きん飼養農場における飼養衛生管理の自己点検や消毒の徹底について、注意喚起のご協力をお願いします。
他のクラブとの関係	同時配付　環境省 同時レク

担当（連絡先）	環境生活部自然環境局野生動物対策課野生鳥獣係（担当者：課長補佐 宇佐美） 公用スマホ：011-585-6104　内線 23256 ＴＥＬ：011-231-4111（内線 24-384）ダイヤルイン:011-204-5205